



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年7月31日（金） 第9821号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○群馬県統計書刊行規程の一部を改正する告示（統計課）	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	3

■ 告 示

◎群馬県告示第二百四号

群馬県統計書刊行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年七月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県統計書刊行規程の一部を改正する告示

群馬県統計書刊行規程(昭和四十年群馬県告示第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、「時期に」を「頻度で電子データにより」に改め、同条の表中「時期」を「頻度」に、「毎年 九月」を「年一回」に改める。
第四条を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第205号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年7月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 桐生市及びみどり市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和2年9月3日	午前10時～正午	みどり市商工会東支所
令和2年9月4日	午前10時～午後3時	みどり市笠懸町商工会館
令和2年9月7日	午前10時～午後3時	みどり市厚生会館
令和2年9月10日	午前10時～午後3時	桐生市黒保根支所
令和2年9月11日	午前10時～午後3時	桐生市新里商工会館
令和2年9月14日	午前10時～午後3時	桐生市東公民館
令和2年9月15日	午前10時～午後3時	桐生市相生公民館
令和2年9月16日	午前10時～午前11時30分	桐生市梅田公民館
	午後1時～午後3時30分	桐生市境野公民館
令和2年9月18日	午前10時～午後3時	桐生市西公民館
令和2年9月24日	午前10時～午後3時	桐生市南公民館
令和2年9月25日	午前10時～午後3時	桐生市北公民館
令和2年9月28日	午前10時～午後3時	桐生市広沢公民館
令和2年9月29日	午前10時～午後3時	桐生市役所
令和2年10月1日	午前10時～午後3時	桐生市役所

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所におい

て一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字大津字西原249番の1地先から同郡同町大字長野原字尾坂甲1199番地先まで	前	7.5～51.5	4009.7
			後	-	-

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111